

1

錯誤

01-1 錯誤

図表 錯誤

	表示の錯誤	動機の錯誤（基礎事情の錯誤）
要件	<p>① その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること</p> <p>「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なもの」とは、表意者が意思表示の主要な部分とし、この点につき錯誤がなかったならば表意者は意思表示をしなかったであろうし、一般人もそのような意思表示をしなかったであろうと認められるものをいう（大判大7.10.3）。</p> <p>② 表意者の重大な過失によるものでないこと</p> <p>ア 原則 表意者に重過失がある場合は、表意者は、錯誤を理由とする意思表示の取消しをすることができない（95条3項）。</p> <p>イ 例外 表意者に重過失がある場合でも、①相手方が表意者に錯誤があることを知り、または重大な過失によって知らなかったとき、②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき（共通錯誤）は、意思表示の取消しをすることができる（95条3項各号）。</p>	<p>③ その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていること</p> <p>「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていること」とは、その事情が法律行為の当然の前提となっていることが相手方に対して表示されていた場合であり、黙示的に表示されていた場合も含むと解される。</p>
効果	錯誤による意思表示は、取り消すことができる（95条本文）。	
第三者保護	<p>錯誤による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができない（95条4項）。</p> <p>95条4項は、錯誤における本人（表意者）の帰責性が小さいことを考慮して、第三者は、意思表示の取消しにつき、善意無過失でなければ保護されないとしている。</p>	

01-2 無効と取消し

図表 無効と取消しの比較

	無効	取消し
意義	ある法律行為がはじめから全く存在しないものとして扱うことをいう。	いったん有効に存在した法律行為を取消権者の意思表示によって、契約時に遡って無効にすることをいう（121条本文）。
原因	① 意思無能力者の法律行為 ② 心裡留保・虚偽表示による法律行為 ③ 公序良俗に反する法律行為	① 制限行為能力制度による取消し ② 錯誤・詐欺・強迫による取消し
主張権者	① 原則 誰からでも主張可（絶対的無効） ② 例外 意思無能力を理由とする無効の主張は、原則として表意者のみ無効主張可（相対的無効）	① 制限行為能力の場合 本人・代理人・承継人・同意権者 ② 錯誤・詐欺・強迫の場合 瑕疵ある意思表示をした者・代理人・承継人
主張期間	いつまでも主張可	追認をすることができる時から5年 法律行為の時から20年
追認	不可	可
原状回復義務	<p>(1) 原則 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う（121条の2第1項）。</p> <p>(2) 例外</p> <p>① 無償行為 無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であることを知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う（121条の2第2項）。 現存利益とは、利益が現存している場合をいい、財産が形を変えて残っている場合も含まれる。たとえば、遊興費に充ててなくなった場合には、現存利益はないので、返還義務を負わないが、生活費や借金の返済等に充てた場合には、現存利益があるので、返還義務を負う。</p> <p>② 意思無能力・制限行為能力者 行為の時に意思能力を有しなかった者、または行為の時に制限行為能力者であった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う（121条の2第3項）。</p>	